

## 規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体類及びその他の水棲無脊椎動物（03.02, 03.03, 03.04）
- ・酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01, 09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.10, 12.12）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）
- ・ココア及びその調製品（18.01）

#### 3 趣旨及び目的

次に掲げる5品目において国内の農薬の登録、飼料添加物としての指定又は食用に供される動物（食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物を含む）を対象とする動物用医薬品の承認がなく、また、国際基準が設定されていないことが確認された。さらに、これらの当該5品目につ

いて、海外主要国を含めた 52 ヶ国・地域に対して、我が国の基準値の設定の要望の有無と基準値設定に必要なデータの提供を求めたところ、基準値設定の要望等がなかったこと、過去 5 年間の輸入時検査において当該 5 品目の検出事例は認められていないことも踏まえると、国内において当該 5 品目が残留する食品が流通する可能性は非常に低いことから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬（フェンチン、フルカルバゾンナトリウム塩、ヒドラメチルノン、プロパジン）並びに動物用医薬品（オレアンドマイシン）に係る残留基準値を削除する。

#### 4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

#### 5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後 60 日間